

## 生活困窮者に対する各種支援の実施状況

自治体名	北区
相談窓口	北区くらしとしごと相談センター
連絡先	03-6454-3104

就労準備支援事業 その他就労準備支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労準備支援が必要であると判断された支援対象者に対して、個別の状況に応じた支援計画を策定し、①日常生活に関する支援（規則正しい起床・就寝やバランスのとれた食事摂取に関する助言、身だしなみの指導等）、②社会自立に関する支援（基本的なコミュニケーション能力の形成、ボランティア体験等）、③就労自立に関する支援（就労体験、模擬面接の実施や履歴書の書き方指導等）の3段階の支援を委託により実施しています。</li> </ul>
居住支援事業 (シェルター事業) その他緊急支援	<p>困窮補助金でシェルター事業の協議はしていませんが、緊急事業として次のとおり実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>米の支給等その他食料の現物支給支援を行っています。</li> <li>緊急的に資金が必要な方に一時貸付（5000円程度）を実施しています。</li> </ul>
居住支援事業 (地域居住支援事業) その他地域居住支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の住居を失うおそれのある生活困窮者であって地域社会から孤立した状態にある者、不安定な居住状態にある者に対し、情報の提供及び助言、その他現在の住居において、日常生活を営むのに必要な支援を行っています。</li> </ul>
家計改善支援事業 その他家計改善支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>家計収支のバランスが取れていないなど家計から生活再建の見直しが必要な者に対して、支出状況の把握、家計管理に関する助言、提案、債務状況の整理、把握、債務整理についての提案、法テラスやサポート基金への橋渡しなどの支援を行います。</li> </ul>
子どもの学習・生活支援事業 その他子どもの学習・生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎学力や学習習慣の定着を目的とした学習支援事業として、地域の中に学習支援団体を立ち上げてもらうための支援や運営支援などを委託で行っています。</li> <li>対象は生活保護・就学援助・児童育成手当受給世帯の小学生としています。</li> <li>他部署にて、生活保護・就学援助・児童育成手当受給世帯の中学生への学習支援事業を実施しています。</li> </ul>